

## 包括連携協定の締結について

### 1. 目的

多様化・複雑化する行政需要や多岐にわたる社会課題等に対して、区及び事業者が相互に連携協力することにより、地域の安全・安心や区民の健康づくりなど、地域の活性化及び区民サービスの向上を図ることを目的とする。

### 2. 協定の締結先

#### (1) 日本郵便株式会社

東京都台東区台東三丁目 1 2 番 5 号 台東三郵便局長 佐久間 隆

東京都台東区下谷一丁目 7 番 1 2 号 上野郵便局長 姉崎 学

#### (2) 明治安田生命保険相互会社 上野支社

東京都台東区台東六丁目 1 番 1 4 号 支社長 西山 英之

### 3. 日本郵便株式会社との協定の主な内容（別添 1 のとおり）

#### (1) 連携の範囲（第 2 条）

次の事項について連携及び協力する。

ア. 地域の安全・安心に関すること。

イ. 産業の振興に関すること。

ウ. 子供・若者の健全な育成に関すること。

エ. 区政の情報発信に関すること。

オ. その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

#### (2) 有効期間（第 6 条）

協定締結日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、有効期間満了の 3 か月前までに特段の申出がないときは、有効満了の翌日から自動的に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### (3) 主な連携事業

ア. 地域の安全・安心に関すること

・涼み処（環境課）【既存】

上野郵便局管内 1 3 局、浅草郵便局管内 8 局に、涼み処を開設する。

・防災情報の周知（危機・災害対策課）【新規】

郵便ポストに、防災情報に関する二次元コード等を掲載したステッカーを貼付する。

イ. 産業の振興に関すること

・区内産業支援に資する P R（産業振興課）【新規】

差出人の許可を得た地方宛ての小包等に、本区のふるさと納税に関する二次元コード等を掲載したステッカーを貼付する。

ウ. 子供・若者の健全な育成に関すること

- ・職場体験（指導課）【既存】

中学校への職場体験を実施する。

エ. 区政の情報発信に関すること

- ・生涯学習講座関係の広報物の掲出（生涯学習課）【新規】

台東学びのひろばやICTを活用した学習の推進など、区民向けの生涯学習講座等を実施時期に合わせ広報物を掲出する。

#### 4. 明治安田生命保険相互会社 上野支社との協定の主な内容（別添2のとおり）

##### （1）連携の範囲（第2条）

次の事項について連携及び協力する。

ア. 区民の健康づくりに関すること。

イ. 産業・観光の振興に関すること。

ウ. 子供・若者の健全な育成に関すること。

エ. 区政の情報発信に関すること。

オ. その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

##### （2）有効期間（第6条）

協定締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに特段の申出がないときは、有効満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

##### （3）主な連携事業

ア. 区民の健康づくりに関すること

- ・健康度測定会や健康講座等の実施（保健サービス課）【既存】

健康度測定や講師の派遣を行う。

イ. 産業・観光の振興に関すること

- ・観光×産業交流EXPO（観光課・産業振興課）【新規】

「観光×産業交流EXPO」の中のビジネスマッチングにおいて、参加企業拡大に向け、取引企業へ周知を行う。

ウ. 子供・若者の健全な育成に関すること

- ・金融教育（指導課）【新規】

「学びのキャンパスプランニング」にてお金の知識に関する講座を実施する。

エ. 区政の情報発信に関すること

- ・特殊詐欺防止の周知（生活安全推進課）【新規】

訪問活動の中で、特殊詐欺防止に向けたチラシの配布を行う。

#### 5. 今後の予定

令和8年11月～

協定締結式

順次、事業開始

(案)

## 台東区と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は相互の連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力することにより、安全・安心な暮らし、産業の振興等を図るとともに、区民サービスの向上に資することを目的とする。

## （連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。ただし、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。なお、乙においては台東区内に所在する郵便局が本協定に定める連携事項を実施する。また、関係法令等に反しない範囲で取り組むものとする。

- （1） 地域の安全・安心に関すること。
  - （2） 産業の振興に関すること。
  - （3） 子供・若者の健全な育成に関すること。
  - （4） 区政の情報発信に関すること。
  - （5） その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

## （広報活動）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために実施する活動（以下「本活動」という。）において、プレスリリース又は自己のホームページでの告知等の広報活動（以下「広報活動」という。）を行う場合は、あらかじめ相手方にその内容を書面で通知し、書面による同意を得るものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき同意を得る際に、別途相手方の同意を得た上で、本活動における広報活動において当該相手方の商標・ロゴマーク・キャラクター等（以下「商標等」という。）を使用することができる。
- 3 甲及び乙は、前項の商標等の使用に当たっては、当該相手方の商標等の使用マニュアル等に定められたルールに従って使用するものとし、前項に基づき同意を得る際に相手方から修正を求められた場合は、合理的な理由がない限りこれに従うものとする。

(守秘義務等)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力によって知り得た情報について、第2条の連携事項を遂行する目的以外に使用しない。ただし、既に公知となっている場合、法令による開示を求められた場合又は当事者の了解を得た場合はこの限りでない。

(経費負担)

第5条 甲及び乙は、それぞれに生じた経費等について、原則として各自が負担するものとする。ただし、甲及び乙の協議により別に定める場合はこの限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲乙双方から特段の申出がないときは、本協定は期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第7条 甲又は乙は、解約希望日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解約することができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 本協定の履行につき、不正な行為を行ったとき。

(3) 本協定に基づく連携協力を、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解約したことで、その相手方に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(協 議)

第8条 本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の内容につき疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として協定書を2通作成し、甲及び乙の署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都台東区東上野四丁目5番6号  
台東区  
台東区長 服部 征夫

乙 東京都台東区台東三丁目12番5号  
日本郵便株式会社  
台東三郵便局長 佐久間 隆  
東京都台東区下谷一丁目7番12号  
日本郵便株式会社  
上野郵便局長 姉崎 学

(案)

台東区と明治安田生命保険相互会社 上野支社との包括連携に関する協定書

台東区（以下「甲」という。）、明治安田生命保険相互会社 上野支社（以下「乙」という。）は相互の連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力することにより、区民の健康増進等の実現を図り、産業・観光の振興及び区民サービスの向上に資することを目的とする。

(連携の範囲)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。ただし、当該各号の詳細、具体的事項等については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

- (1) 区民の健康づくりに関すること。
  - (2) 産業・観光の振興に関すること。
  - (3) 子供・若者の健全な育成に関すること。
  - (4) 区政の情報発信に関すること。
  - (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。

(広報活動)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するために実施する活動（以下「本活動」という。）において、プレスリリース又は自己のホームページでの告知等の広報活動（以下「広報活動」という。）を行う場合は、あらかじめ相手方にその内容を書面で通知し、書面による同意を得るものとする。

- 2 甲及び乙は、前項に基づき同意を得る際に、別途相手方の同意を得た上で、本活動における広報活動において当該相手方の商標・ロゴマーク・キャラクター等（以下「商標等」という。）を使用することができる。
- 3 甲及び乙は、前項の商標等の使用に当たっては、当該相手方の商標等の使用マニュアル等に定められたルールに従って使用するものとし、前項に基づき同意を得る際に相手方から修正を求められた場合は、合理的な理由がない限りこれに従うものとする。

(守秘義務等)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力によって知り得た情報について、

第2条の連携協力事項を遂行する目的以外に使用しない。ただし、既に公知となっている場合、法令による開示を求められた場合又は当事者の了解を得た場合はこの限りでない。

(経費負担)

第5条 甲及び乙は、それぞれに生じた経費等について、原則として各自が負担するものとする。ただし、甲及び乙の協議により別に定める場合はこの限りでない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲乙双方から特段の申出がないときは、本協定は期間満了の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の解約)

第7条 甲又は乙は、解約希望日の3か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、その相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解約することができる。

(1) 本協定に違反したとき。

(2) 本協定の履行につき、不正な行為を行ったとき。

(3) 本協定に基づく連携協力を、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

3 甲及び乙は、前項の規定により本協定を解約したことで、その相手方に損害が生じて、その責を負わないものとする。

(協 議)

第8条 本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の内容につき疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

本協定締結の証として協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和      年      月      日

甲                      東京都台東区東上野四丁目5番6号  
                                台東区  
                                台東区長                      服部 征夫

乙 東京都台東区台東六丁目1番14号  
明治安田生命保険相互会社 上野支社  
支社長 西山 英之